

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 南海トラフの巨大地震による被害想定に基づき、早急に地震対策大綱等を策定するとともに、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案）」の早期成立を図ること。また、高台移転がスムーズに進むよう、同法案に土地が収用できる権限を盛り込むこと。

さらに、東南海・南海地震防災対策推進地域など、著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。

また、南海トラフ以外の地域においても地震・津波の被害想定について早急に明らかにし、総合的な対策を講じること。

- (2) 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」の早期成立を図り、ハード・ソフト両面にわたる国土の強靱化の積極的、長期的な取組みを行うこと。
- (3) 未確認断層については、断層調査の実施により、早急に国としての統一的な知見を示すこと。

また、地域防災計画の見直し及び津波の浸水予測を含む被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、地方自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

- (4) 津波避難タワーをはじめ、避難路・海拔表示板の整備、道路法面を利用した津波一時避難場所の整備、避難困難地区に係る対策、浸水被害への排水等の津波対策に対して財政措置を拡充するとともに、防潮堤築造や道路嵩上げ、津波避難シェルター整備に関するガイドラインを策定すること。

また、津波防災対策に伴う土地利用の規制緩和や、防災施設整備に係る用地取得について租税特別措置法の特掲事業とする等、柔軟に対応すること。

- (5) 防災拠点となる庁舎や避難所等の耐震化を強力に推進するため、庁舎、公民館等の社会教育施設及び文化施設等の公共施設の耐震改修や建て替え、老朽化公共施設の取壊しに対し、財政措置を拡充すること。

また、地震防災緊急事業五箇年計画に掲載のない建物についても、財政上の特別措置を講じること。

(6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正に伴い、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務付けに係る経費について財政措置を拡充すること。

(7) 緊急輸送、避難機能の確保のため、耐震強化岸壁や浮棧橋の整備を推進すること。

また、内陸への津波の侵入を防止するため、国が直轄する防潮堤の嵩上げや耐震改修、樋門等閉鎖の迅速化、河川堤防をはじめ、港湾施設の耐震強化等の整備を早急に実施するとともに、地方負担への十分な財政措置を講じること。

(8) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進め、液状化対策基準の作成や対策を推進するための法整備を行うとともに、財政措置を講じること。また、被害が発生した場合の住宅への財政支援や、復旧に向けた指針を作成すること。

(9) 首都直下地震に対しては、東日本大震災によって浮彫りとなった、首都圏特有の被害状況の分析を行ったうえで、総合的な対策を講じること。

(10) 大規模地震発生時に有害物質等の流出が危惧される特定工場等に対し、大規模地震発生時危機管理マニュアルの策定指針を制定すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線の整備やデジタル化、ラジオ難聴地域対策などの情報伝達システムの整備を推進するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、防災行政無線については、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除すること。

さらに、地方自治体が設置している情報通信基盤（光ケーブル等の設備）の災害復旧について、国庫負担で行うことができるよう法整備を行うこと。

(2) 地域の防災力を強化するため、地方自治体を実施する自主防災組織の活動支援及び防災資機材の整備支援に対して財政措置を講じること。

また、自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続について、手続を行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けるとともに、避難地に専ら防災のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際の建築確認申請についても、申請が不要となるよう建築基準法の緩和規定を設けること。

(3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び更新に要する経費について、必要な財政措置を講じること。また、食糧、生活必需品等の膨大な備蓄を要するものについては、国において備蓄供給体制を確立すること。

(4) 富士山火山防災対策については、監視機器の充実を図るとともに、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化及び情報提供のあり方、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、東海地震と同様、火山情報に応じた高速道路活用の防災体制がとられるよう体制整備を行うこと。

(5) 帰宅困難者への対策として、一時避難場所の確保や事業所の社会的責務の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

また、避難所や医療救護所、防災備蓄品の整備における国庫負担の対象に、災害発生前の事前準備に要する費用も含めること。

(6) 住民ニーズを踏まえたきめ細かな防災・減災対策が実施できるよう地方自治体が柔軟に活用できる交付金制度を創設すること。

また、緊急防災・減災事業債について、平成26年度以降も継続するとともに、発行枠の拡大、事業費の増額をし、割落としがかからないように措置すること。

さらに、補助・直轄事業分においては、全国防災事業債を発行することなく、全額国庫補助金で実施すること。

(7) 自助・共助意識の高揚と減災の実現を図るため、災害対策基本法第7条の住民等の責務に則り、自らの命を守るためにとるべき行動（自助）と、大災害時の被害を軽減するために地域でできる行動（共助）について、全国メディアを活用する等、周知・啓発活動を強化拡充すること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

(1) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和及び事務手続きの簡素化等の措置を講じるとともに、激甚災害法、災害救助法及び被災者生活再建支援法のいずれかの指定・適用を受けた場合は、事故繰越理由書の簡素化、審査及び資料の省略等の特例措置を適用すること。

また、災害復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対し、さらなる支援の充実を図ること。

さらに、平成 22 年に廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

- (2) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る仕組みや国の財政負担などを明確に位置づけること。

また、広域避難に関し、受入自治体における「費用負担」や「役割」など、避難者支援の枠組みを構築すること。

- (3) 被災者生活再建支援に対する財政措置を拡充すること。
- (4) 東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態あるいは所在不明等、実情に応じた減免の適用、償還期限の延長等、弾力的な取扱いができるようにすること。また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金については、国も応分の負担を行うこと。
- (5) 東日本大震災に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

4. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する財政措置を拡充するとともに、市域面積、地形、積雪寒冷など地域の実情を考慮し、単年度や共通波に限定しない等事業採択要件を緩和すること。

また、高速道路のトンネルに設けられた無線設備は、道路管理者が整備するよう調整を図ること。

- (2) 広域消防力の強化、消防庁舎建替事業、非常備消防の機動力強化に対する財政措置を拡充すること。

また、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金について、補助対象及び補助基準額の拡充を図ること。

さらに、高機能消防指令センター（旧 I 型）への補助制度を復活させるとともに、防災対策事業に係る地方債では、緊急防災・減災事業等を都市自治体が単独で実施する場合にも、高機能消防指令センター整備に充当できるようにすること。

- (3) 常備消防費及び救急業務費等を含む消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。